



官位訓

宋庄

万部

元

73
6250
1



73
6250
1

改

子辰
辰
子冬
丑冬
寅卯
卯
辰

本中之卿竹町
所一乃屋所三郎

Red circular seal with characters.

官位初叙

Red square seal: 平忠菴

去五味均平蔵

さ以川隈田舎耕藝行りて
世の人洗れき海へたがへある者
位乃道を明らむせせと欲す也
いへとも題号法之様見とハ耕乃
乃もたよりする者多の様耳

思ひ侍らん人もつりなんろ。あ
め其^{のけ}關るを補^{おきか}ひ備^{そな}へらる
と増^ちて今官位 刑と綴^つり
侍るにの^しし

于時其保^{たも}て取^とり置^おき右^{みぎ}貝^い系^{けい}爲^な信^{しん}揮^き毫^ご

宣^{のたま}斬^つ

官位訓卷之一目録

一 神^{かみ}相^{あひま}應^{たも}地^ち事^{こと}

一 親^{おや}王^{のう}の御^ご事^{こと}

三 内^{うち}親^{おや}王^{のう}の御^ご事^{こと}

四 入^{いり}道^{みち}親^{おや}王^{のう}

并^な梅^{うめ}小路^{こうじ}中^{ちゆう}納^{なつ}長^{なが}方^{かた}の^の御^ご事^{こと}に^に定^{さだ}ま^る

并^な清^{きよ}和^わ天^{てん}王^{のう}の^の御^ご事^{こと}に^に定^{さだ}ま^る

并^な持^{もち}統^{とう}天^{てん}皇^{のう}の^の御^ご事^{こと}に^に定^{さだ}ま^る

并^な法^{ほふ}親^{おや}王^{のう}の^の御^ご事^{こと}に^に定^{さだ}ま^る

并^な法^{ほふ}真^ま院^{いん}攝^{せつ}政^{せい}家^かの^の御^ご事^{こと}に^に定^{さだ}ま^る

五 所負所の御事

并 中納言の職 附 源氏物語の
次 大納言結信の女房の御事

六 五接家の御事

并 六条接家基実の御事十六
七 園白と物治の御事 附 柳菟老人の御事

七 清和の御事

并 大友皇子の御事 附 大友皇子の御事

八 河内殿の御事

附 醍醐殿廣徳友の御事
并 堀河天皇頼宗の御事

九 宣旨の御事

并 源氏物語の御事

十 上臈の御事

并 日下臈の御事

十一 公達れの御事

并 令乃外官の御事

十二 公卿の御事

并 前官大納言の御事 附 散位の御事

十三 諸大夫の御事

并 伊勢守の御事 附 南家式部家菅原家

十四 西面の御事

并 西面の侍の御事

十五 侍の御事

并 弘安礼節の御事

十六 僧中官位の御事

并 官法橋の御事

十七 祿号の御事

并 九条天皇の御事

御事

附リ 五條三位俊成の子^{コト}と号^{ナリ}なり奉

十六 大岡^{タイコウ}の度

再^{トヨトミ}豊長^{ヒナヨシ}秀吉^{ヒデヨシ}の孫^孫附 神岡^{カミノカミ}の沙汰

十九 進^{マシ}清敏^{シヨウミン}八藤^{ヤツフネ}の度

并 進^{マシ}江^エを^を江^エ乃^ノ沙汰

官位訓卷之一



一 回神相應地事

回神の事をあつく心^{ココロ}ゆるさ^{ゆる}ぬく^ぬよ^よの^のあ^ある^るを
今乃^{イマノ}帝^{テイ}初^{ハジメ}を^を人^{ヒト}と^と子^コ十^{ジュウ}代^{ダイ}植^{ウエ}度^ドを^を皇^{ミコ}延^{ノビ}暦^{リキ}年^{ネン}中^{チュウ}に^ニ遷^{ウツリ}さ^させ
給^{たま}ふ^ふ是^{こゝ}と^と平^{ヘイ}安^{アン}城^{シロ}と^と名^ナは^はけ^けい^い京^{キョウ}河^カ神^{カミ}お^おゑ^え乃^の地^チなり^{なり}。さて
河^カ神^{カミ}と^との^のよ^よる^るな^なま^まは^は純^{ジュン}衣^イ白^{ハク}虎^コ和^ワ朱^{シュ}雀^{ソク}松^{ソウ}云^{クニ}度^ド是^{こゝ}也^{なり}内^{ウチ}裏^{ウラ}
を^を南^{ミナミ}向^{ムカヒ}なり^{なり}。あ^あら^らう^うこ^こら^ら呼^よび^ひて^ては^は南^{ミナミ}島^{シマ}なり^{なり}。これ^{これ}を^を前^{マエ}
朱^{シュ}雀^{ソク}と^とい^いふ^ふ。後^{ノチ}ま^まま^まと^とい^いふ^ふ。水^{ミヅ}の^のう^うら^らふ^ふ。い^いの^のふ^ふは^は
つ^つよ^よ。是^{こゝ}と^とは^は城^{シロ}の^のう^うら^らふ^ふなり^{なり}。た^たま^まは^は純^{ジュン}衣^イと^とい^いふ^ふ。内^{ウチ}裏^{ウラ}乃^のた^たの
の^のう^うら^らふ^ふ。此^{こゝ}れ^れは^は河^カを^をた^たづ^づね^ねら^らる^る。然^{しか}も^もな^なら^らう^う。鴨^{カモ}河^カを^をた^たづ^づね^ねら^らる^る。た^たま^まは^は

虎との山とて城乃太城とふるあるをさすまらる今の
 千中通りなり。是は昔より乃道にいて七なる内廿一
 かり此宮多自然と傳りさる地を曰非ね急の地との
 傳らふ日本を好乃傳地なり。されどけ京は内重とら
 さればはらう地らのまをるあが。人五八十一代乃比平
 相國傳盛雅意よまうせえ兵庫の福原へ都をうつ
 されらるはさゆぐあやとさるありぬ。あはたあそ
 清盛傳の好素乃とてやとれらるるめ乃京やま
 ころんけ福原の彰也やまころんと尋らまもあふよ。
 まのくは盛乃遷されらる福原乃京を。あことと

定めむて遠慮のわらう梅お中納長方卿ひらりすみ
 ゆくは福原の系もころんけらる火の系も傳も
 そりとの好入らるふとて清盛傳とらるあて
 今の平安城は皇居なり。まのねを後長方乃お對て
 徳卿の乃好ひらりもねくあやとらるれ自然とゆ系
 の後河もとこころなれとて清盛乃ゆたといひてら
 ころんけ福原の彰也とよりかびとはのあひさるど清
 盛のゆまたびあひさる難義もあわの冷やんとあそ
 ころんけもあやうあり。はまの黒條たくとてと
 ころんけらるるあまもと長方の日清は清盛のゆま

入海といふに...
この御と和漢の人も...
あり後よと仕換...
といひ合...
し...
わ...
ま...
あ...
り...
り...

て長方...
の...
とす...
れ...
が...
二親王乃御事

天子の御子...
あ...
ま...
か...
り...

長方

二

年々の紀より下めく親王乃號なり其後相傳と云稱
ある竹園くつとを親王乃沙事なり。帝の所見牙所伯
又内叔又よとを宣下の後と親王を稱しそる事なり
所老新よても所免なりと、只又と尸の事也。神帝神
あくも親王宣下と蒙りて居る例と五十六代清和天皇
貞觀十八年十一月古五日よ皇子貞真一歳と親王
宣下あり。内臺神を同と云ふ親王とて既よ入位公
坊給ふられよとて叙品の内よ叙せしむ是と有
品親王と稱しよも一品よのなり候ふ

三 内親王乃沙事

是と帝乃所むとめとせとてはとも内親王と稱し
よると思ふとふらわらば。帝の内侍妹なるびの男
乃親王宣下と蒙りて居ると内親王と稱しよるとは
かんわとこ出のこの女一人女二人女三人とあり
とあり。内親王宣下の例と持統天皇より以前は
やんく多の位階ハ男親王の如く四品より一品よと
給ふ一品水宮内親王。二品水宮内親王。三品水宮内親王
四品水宮内親王とありては

四 入道乃沙事

世俗よ已や入るといふは外水癖りといふて候ふ

こと事し。親王の所出家と入る親王も次ハ勿論はす
 かり。内門跡モウシキごよまを所り煩ワザし法親王ホウシンもつと。皆入
 ち親王と思ふ人おほし是も又さふ所と。所喫トク乃時
 親王宣下センゲありと後ハ内出家とすけしと入る親王也
 尸シにあり。内出家とち宣下ありし法親王とすん
 ことあらんを入るの事もさうしつめられたりあり。凡入る
 しつちの昔よりかまひさふに能はれまは強ツヨクくもあや
 しみ軍イクサハへてあつるもすまれられたる一生シヤウあり
 て。つとことなをわごいあし法皇ホウ院イン攝政セツテイ兼カン家カ公コウ
 出家乃ち。大入る殿とす事我朝ワカサト云イハ双フタの号ナリちりし

比ヒ少コひ多タ回タビ滿マン仲チュウ法ホウ神シンしきるが入道ニョウドウといふがかりあり
 せめんく新ニジ養ヤウ意イちとすぬりきこといふ事
 古く人の尸シ傳デンへしありされどもや古書コキヤぬる交カウ回タビ新ニジ
 養ヤウ意イ滿マン仲チュウと云イハしを家カ不フ多タし。尚ナカ世セもと三サン位イここの
 法ホウ皇クワンありとははしと。程ハジそれさぬしきるとや
 況シヤウも下シモちり軍イクサを位イ無ム官カン乃ノ者モノ己コノ身ミと入イれといふ
 と云イハ下に恐れと云イハしぬ族ヤカラあがゆる

五 御息所ミヨシヨの内事

帝ミカド乃ノ所シヨ養ヤウと御息所ミヨシヨと思オモふ人多タし。帝ミカドの内事ウチノコトハ。皇
 后クワンノミコ又マタ稱ナリトトありと之コノ后クワンノミコ乃ノ内ウチ又マタ本ホノ朝アサ中ナカ交カウ職シヨク

と別はあられなく、曰くはつて御所とある。東文
 の御妻は東文のいせい。帝位御所はつてある。東文
 時大納言云のむい。化はあられなく。御所は
 あり。四息所はつてあり。源氏物語の六条の御
 息所は桐壺の内。御所は東文の御所は
 時の妻はかやうのそむいなり。その御所は東文
 信のむいす。後三條院の東文はつてあり。御所は
 時御所はつてあり。御所は東文の御所は
 十代醍醐帝の時大納言定國の御所はつてあり。御所は
 女御はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。

號し。つてある。天子の御所はつてあり。御所はつてあり。
 御時りの御所はつてあり。御所はつてあり。

(六) 五攝家の御所

ひふ早賤。御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。
 やりす。御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。
 の御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。
 二条後一条後。御所はつてあり。御所はつてあり。
 白。御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。
 て。御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。
 御所はつてあり。御所はつてあり。御所はつてあり。

三位ノ叙一申納云といふも世終ハ申少おとされど
く大納不昇つと終ふの附申少おと拜し終ふ。皇後と
經曆一終つ。是皇後ハ四年ハ平伏とるがゆへ宰相
ハ皇後ノ意名ハかんぞ五家つよおわく宰相ハあり
終ふの形ハかんこの由りとかあぐ志く尸ハ思多
きりたり。板邊傷取ノ元祖ハ法性寺入る前園白大政
大臣忠通云乃長男六系攝政基實云かり。以殿と
對ハ和漢の方とどれく。万民と撫育し終ひ。天下才
一乃重臣たりとれど。所歳十六もく園白と終ひ
との終ふも。古今終しき事ゆへ九年三十余あり

かかれと終ふ也。きつとくも世ハ万民有
子かん母よとられんかあしとかり。終ふかざり
わつ御よまといわれど。所歳乃おれり。是事とる
とかん。よん乃所命ハ申官職乃と終ひとるさ
也終つり。板九系後ノ元祖ハ基實云の所才月滿
禪園兼實云之二系後乃元祖ハ月滿後ノ二代の
乃ら光昭家も攝政道家云ハ男善光園院園
白良實云。一系後乃元祖ハ良實云乃所才善光攝
政園白實經云。右也と道家云の所子なりと
實經云。末子ありとて女終ふ。志れハいなる所

皇朝

九

悪量わつるや。又道家云内儀り不末子乃実修と
以く矯流もろくさるる者御遺命も多記深源物ホ
と多く。げ殿よりこそ坊終ふ故由末子ねぐる一系後
の御家の二家乃うら此御熱鎮のやうよ世より御人
の事と。さふわわらむと由末子たり。おれり代ぐは
御家よ。方人賢臣おほく出させ給ひまるところ。好
ぎ方と大鳳の御眼かいらくどく思ひまるとおとこ
書ふ傳り近末兼良もとて。お今名在卷の御
方智わらりしつひ傳りつとこは一系後乃御家なり。
叔尊司殿の元祖也。近清殿乃祖。其基実云三代の

後徳徳実白家実云乃御子称念院園白兼平とこ
右五家つめく交く接實を指給ひと君と補佐
たり下民と先ぐませ給ひ

⑦ 清華を御事

又接家七清華やおぼくつる者わりのふも。性音ハ
久我殿。轉法輪三条殿。西園寺殿。徳壽寺殿。北山院殿
大炊御門殿。今出川殿是七家よとておとこ内り
近世醍醐殿廣徳殿藤原乃二家奥りく清華と
稱しとものく。九家名御事形の御時侍候よなる
せ給ふ或も從口徳下めく此元服二三位も叙し

清華を御事

終小まゝく改めと兼給ふ多分ハ。清華ハ所こゝに色
宰相オキヨ改給つずし中納言ニシヨよりあり。友近トシ清キヨた
大納言オホノリと兼給ひく大納言オホノリ改給ふまゝ所トコロ黒ク量リヤウす
くまゝなるべ。大政入居オホシヤクも改給ふ給ひある。元九代天
智天皇十年正月廿日始く大友皇子オホトモノミコとのりく。大
政大臣オホシヤクや改給ふまゝ一人と作シと花ハナやして四海
と儀キ形カタ一給ふまゝ黒量クシヤウの儀キを以て所トコロ別ワケ別ワケ別ワケなり。よ
つと別ワケ別ワケ別ワケの官クニとより改給ふ所トコロ家業イヘノカに
分ワケ事コト形カタとより大政オホシヤク實マコト白シロ也。改給ふ所トコロ相サウ殿テン殿テン
と一乘イツセウ殿テンより改給ふ。廣ヒロ儀キ殿テンハ正マサ親キ所トコロ源ヒラ氏ウヂより

忠幸公と始と云。八五七代正親所流の由來なり

八 御匣殿乃事

御匣殿といふをわゝくぬれくさぬくわぬ流乃と
いふ人あり。是ハ常寧殿乃小貞觀殿乃よりわは
殿ありと云ふ事乃御服を裁給ふと云ふ事なり。
は所とけつさるる女官と御匣殿といふ大長納言の
むとあつと云ふ事分堀川大長頼宗云乃由と
八五七代後冷泉院乃御時ハ御匣殿よまゝ
と云つたがいはり

九 宣旨乃事

宣旨と云ふ成レ只ト一向トよおほろく人多し。勿論帝の
旨也成レも宣旨と云ふ事なり又其の旨の宣旨は
戸次ハ院中ニあり難仕取次ノ女官ノなり又其の旨は
物指ノめも乃ハ非ズ其ノ乳母ノ母故院乃宣旨は
補はさるゝぬらひなり

十 上臈乃事

上臈と云ふは女ノの事やなり其の旨は
家人ノありさるゝふくも沙ハきりなり。上臈と
云ふは親王ノ大長ノかたごとし其の旨は下臈と云ふ
は上臈に依る人なりといふこと上臈中臈

下臈はづき其の旨は依浅深ノの相あり。日下臈
や下臈ハ子細ノ事ノ敬書ニ止事トなり
て其の旨は上臈乃事

十一 公達乃事

公達乃事其の旨は人おびき乃所重組と云
ふ事なり。公達といふは公達といふ人
なり。三公といふは太政大臣太大臣左大臣
三台乃星ノ象トて三公と稱す其の旨は
則察ノの官なり。太大臣太大臣と云ふは
公と云ふ事なり。内大臣ハ令外ニ乃宣旨は三公達乃事

なり内々ありし所方とて公達とて清華又三家の
外皇子皇孫乃中少源姓と賜て人臣小なり。大
長大ねは任ト終ふ人トて一ハ。持家のうちら又持政
実白乃所先途と遷給しぬ内方とて大皇のたね
と終給ふ所方とて公達と稱ずらん

(五) 公卿の事

源難一てつひやうう族多一讀まきさうく持政
園白大政大長た志の大官内大長准大長皆公と稱ト
なり。中納言ハ從三位大納言正三位と志くふ
持家公家乃中母あわく其量高官小位ハ

公と人ト昇進ア先々思らる時高官の爵
たうく一多余儀たう大中納言乃間ハ沈淪乃時ハ既
達哉慰云むく二位或ハ從一位也叙せらるる時
ハ位高く官早とふよのて友と稱し好む。あ友
乃大納言ハ少終を叙一位叙二位と稱トなるも
と卿と稱と凡三位以上と卿と稱ずらん。又差儀ハ
子職大改官小居く公卿也天下の事と参つて強儀
分ち多よよの位ハ参儀とて大に卿と稱ずらん
之儀天子の参儀とて時ハ卿といてて回
位と稱すらん

備前家 十三

・(三) 備大主の事

備大主の地下の人となりとゆゑと云ふ事
あり後多し名家のつらとて徳を家と云ふ事
ありあり其弁源氏代々の所方々南家式家
菅家江家此儒門並ふ大政官の外醫陸乃妻乃
浮物此系主等皆徳を主の列方より日記より之
あり

(四) 水面の事

此は愚者乃考れ着此と云ふ事書物に禁中
乃水面のぐやまのぬさるるを讀すなり

天子南
面諸侯
有面併
形傳
未朝教
下例
下例
下例
下例
下例
下例

かありいで禁中よ水面乃まづさるる一滝口乃事
と云ふ事なりそさるる事あり水面八人五七十二代白河
院乃御討つてて院中み武勇よりそさるる人
ありと云ふ西面八十二代後鳥羽院乃御討つて
ゆりとて迎せとてぬ水面の事あり今も院中と
守護しともはは位れそさるる

(五) 侍の事

世も武家乃名堂なりと侍といふ人あり侍と
いふ事あり侍の事なりぬ既小人王九十七代後
宇多院乃勅定弘安礼節あり、五位六位以下

小面推して侍と稱するより去るれを五位六位も
推しておれをかりけり安うく知て其の本所
乃武者不召仕不並に親王大臣家小重代格
此軍諸司の友人等皆侍の列に或ハ諸列
一藝とゆへく官位を昇進する人くと又位の侍と
稱し分事通稱と見ゆべし

⑤ 僧中友位乃事

法橋は官ふけり法眼の官ふすしむきつあ
あやかりし僧正僧正律師をといふころは
法橋法眼法下ハ皆位にされし法印權大僧正

某といふ時を官位と合さるるをれ

⑥ 稱号乃事

稱号と氏かゝるのやむおぼしき人若しさ
あらず一代の稱号あり又むく稱号あらありた
ゆへに九条太大臣師範云同大相公傳通云
今九条殿の御先祖にあらずされり此の稱
号めく九条師範云用院家元祖云今此の
殿徳大寺殿菊亭殿を介敷く此の御家の御祖
なり今乃九条殿の御實云より此の御家と稱
するは既して後殿に定家云より此の御家と稱

31130
4
97

官位訓之卷終

原乃氏發めく遊清教より出るるうみくを来
流信よとるがふのぬとありのほくぬ
本庄

あま

